路外駐車場の届出・技術基準

つくば市内で路外駐車場を設置しようとする場合は、駐車場法に定める技術基準等に適合させ、市長に届出る必要があります。

つくば市

駐車場法の目的

駐車場法（昭和32年法律第106号）は、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として、駐車場の整備に関し、必要な事項を定めています。

駐車場のうち路外駐車場については、駐車場法に基づき、一定の場合に駐車場の技術基準の適用を受け、市長に届け出ることが義務付けられています。

目　次

届出の対象 ……1

届出の流れ ……2

路外駐車場の届出　提出書類 ……3

路外駐車場の技術基準 ……4

路外駐車場管理規程 ……7

路外駐車場管理規程の届出　提出書類 ……8

路外駐車場管理者の責務 ……8

届出の対象

■路外駐車場とは

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される駐車場で、一般公共の用に供されるものをいいます。

※一般公共の用に供されるものとは、不特定多数の者の直接の利用に供するものをいいます。

※原則として、専用駐車場（例：月極駐車場、従業員専用駐車場、カーシェアリング用の駐車スペース等）は駐車場法第2条第2号に定める路外駐車場からは除外されますが、利用形態等によっては路外駐車場として扱うケースもありますので、詳細は市担当にご相談ください。

■技術基準の適用を受ける路外駐車場

路外駐車場のうち、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものは、駐車場法第11条に基づき、建築基準法（昭和25年法律201号）その他の法令の適用を受ける場合はその規定によるほか、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）に定める技術基準に適合させなければなりません。

■届出の対象となる路外駐車場

路外駐車場のうち、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上で、その利用について駐車料金を徴収するものについては、駐車場法第12条に基づき、設置を届け出なければなりません。

また、過去に届け出た路外駐車場の変更、休止、再開、廃止をする場合も同様です。

自動車の駐車の用に供する部分とは、いわゆる自動車が駐車するスペース（下図における赤色着色部）のことをいい、管理人室や階段室等駐車場附帯施設の部分及び車路等は除きます。

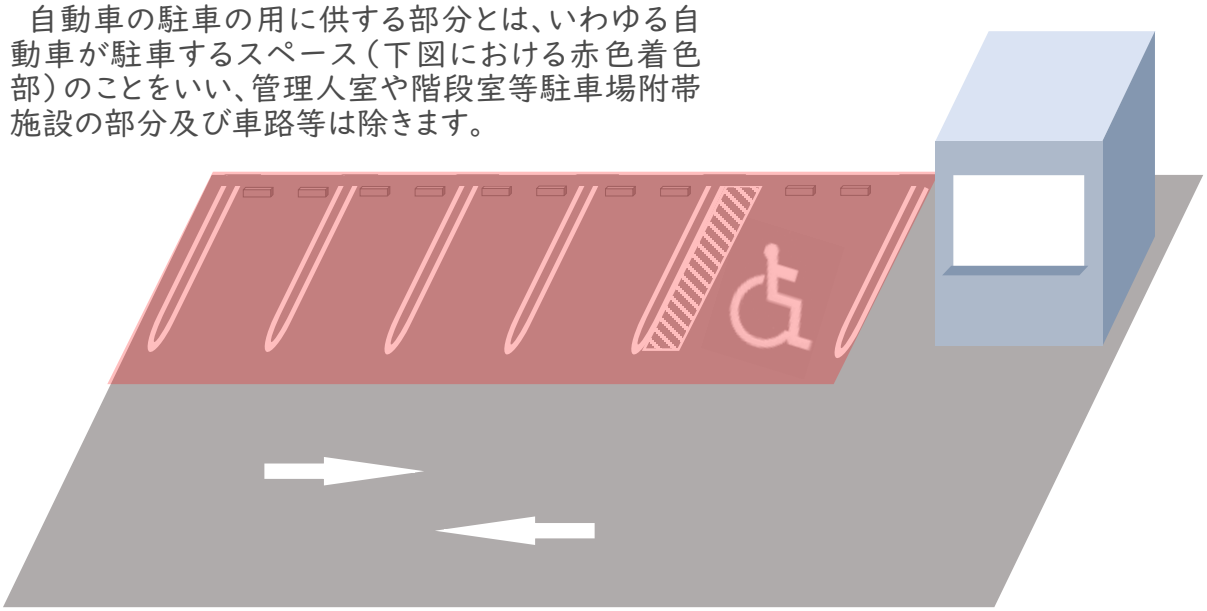

届出の流れ

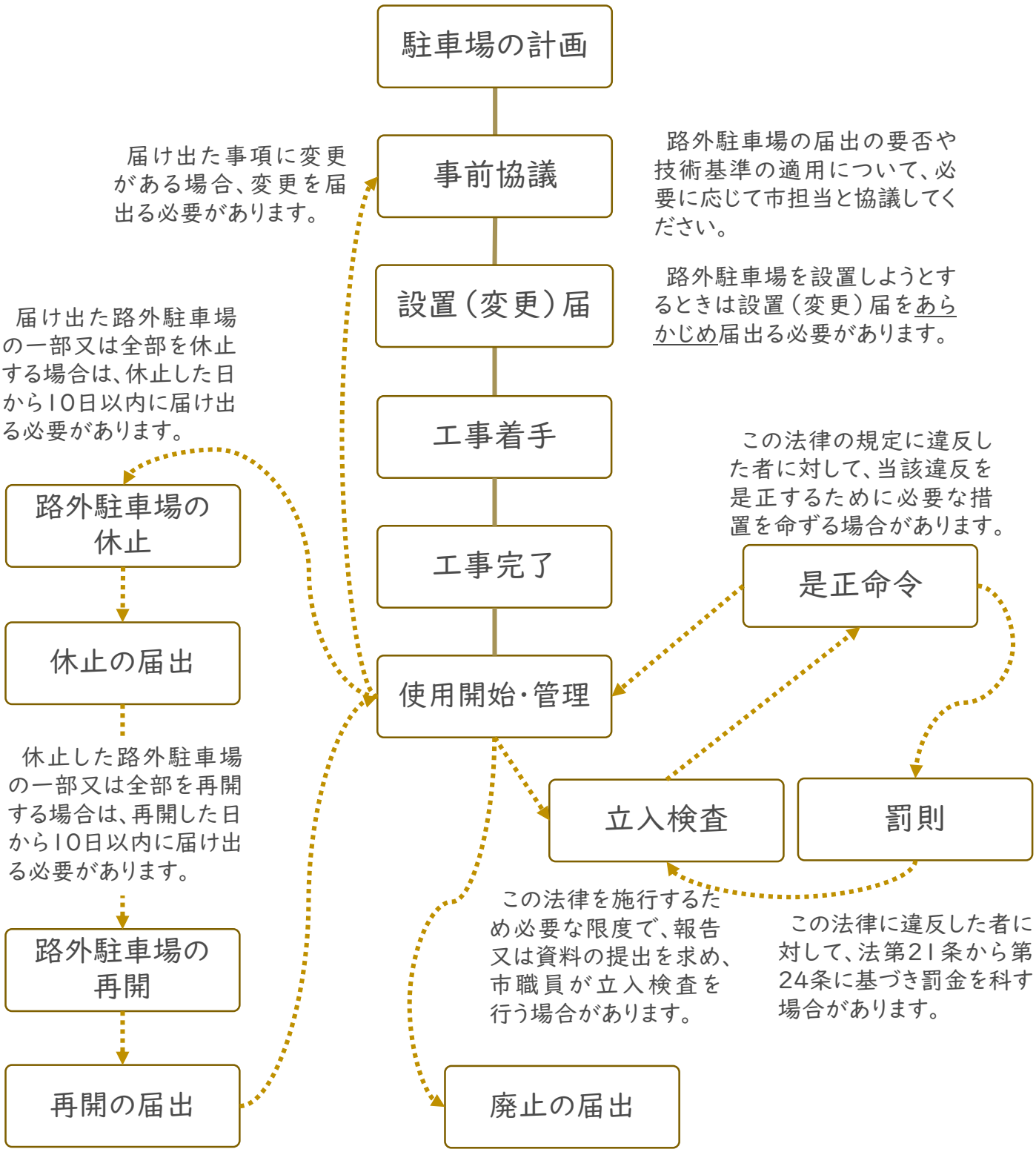
駐車場の計画
事前協議
届け出た事項に変更がある場合、変更を届出る必要があります。
路外駐車場の届出の要否や技術基準の適用について、必要に応じて市担当と協議してください。
設置（変更）届
路外駐車場を設置しようとするときは設置（変更）届をあらかじめ届出る必要があります。
工事着手
工事完了
使用開始・管理
届け出た路外駐車場の一部又は全部を休止する場合は、休止した日から10日以内に届け出る必要があります。
路外駐車場の休止
休止の届出
休止した路外駐車場の一部又は全部を再開する場合は、再開した日から10日以内に届け出る必要があります。
路外駐車場の再開
再開の届出
この法律の規定に違反した者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を命ずる場合があります。
是正命令
立入検査
この法律を施行するため必要な限度で、報告又は資料の提出を求め、市職員が立入検査を行う場合があります。
罰則
この法律に違反した者に対して、法第21条から第24条に基づき罰金を科す場合があります。
廃止の届出
届け出た路外駐車場を廃止した場合は、廃止した日から10日以内に届け出る必要があります。

路外駐車場の届出　提出書類

書類名	内容	備考
路外駐車場設置（変更）届出書		通常使用する様式
委任状	第三者に委任する場合 （住所・氏名・電話番号・法人の場合担当者名）	
位置図	建築物及び駐車場周辺の見取図 縮尺5,000分の1程度	承認申請の場合、建築物と駐車場の距離を明示
配置図	建築物及び駐車場の配置図 縮尺200分の1程度	敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員、敷地が接する道路及びその幅員等を明示
平面図	建築物及び駐車施設の各階平面図	変更届出を行う場合は、変更前後の図面を添付すること、また、変更後の図面上に変更箇所を明示すること
その他市長が必要と認める図書		
以下、立体駐車場の場合		
立面図	各階の高さ、車室の高さなどを明示 2面以上で作成	変更届出を行う場合は、変更前後の図面を添付すること、また、変更後の図面上に変更箇所を明示すること 照度計算書及び換気計算書は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡未満である場合に省略可
断面図	各階の高さ、車室の高さなどを明示 2面以上で作成	
照度計算書	照明の明るさを明示	
換気計算書	駐車場法施行令第12条に定める換気能力の有することを明示	
以下、機械式駐車場の場合		
国土交通大臣の認証を受けていることを証する書面		

路外駐車場の技術基準

<table>
<tr><th></th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">出入口を設ける位置</td><td>道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、自動車の駐車の用に供する部分が500㎡以上、かつ、一般公共の用に供するもの（以下「路外駐車場」という。）では、次に掲げる部分に出入口を設けてはならない。
1．交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
2．交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
3．横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
4．安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
5．乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の停留場の標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分
6．横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分
7．幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分
➢ ただし、当該出入口が次の道路以外の道路に接する場合は、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む
• 当該出入口に接する歩道が車道と柵により分離されている道路
• 当該出入口に接する歩道を有する道路で、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路
8．橋
9．幅員が6m未満の道路
10.縦断勾配が10%を超える道路</td></tr>
<tr><td>路外駐車場の前面道路が2以上ある場合には、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど特別の理由があるときを除く。</td></tr>
<tr><td>自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場は、自動車の出口と入り口を分離し、かつ、これらの間隔を10m以上とすること。
ただし、前面道路が中央分離帯等により往復の方向別に分離されてるときを除く。</td></tr>
<tr><td>出入口の構造</td><td>自動車の出口又は入り口において、自動車の転回を容易にするため必要があるときは、隅切りとすること。この場合、下図の構造を標準とすること。
 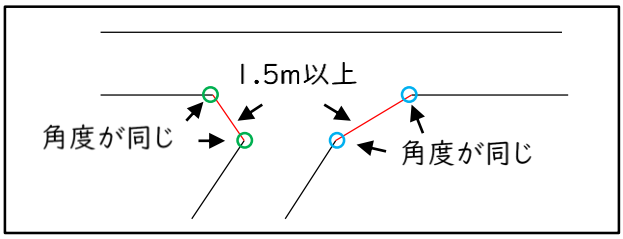
</td></tr>
</table>

	内容
出入口の構造	（大型自動二輪車及び普通児童二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又はその駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の侵入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。以下、「特定自動二輪車駐車場」という。）の場合） 自動車の出口付近の構造は、出口から1.3m後退した車路中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60°の範囲内において道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
	（その他の路外駐車場又はその部分の場合） 自動車の出口付近の構造は、出口から2.0m後退した車路中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60°の範囲内において道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
車路の構造	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
	自動車の車路の幅員は、以下の区分に応じて設定すること。 1．一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分） ➢ 幅員2.75m以上とする。 ➢ ただし、特定自動二輪車駐車場の車路にあっては、幅員1.75m以上とする。 2．一方通行の自動車の車路 ➢ 幅員3.5m以上とする。 ➢ ただし、特定自動二輪車駐車場の車路にあっては、幅員2.25m以上とする。 3．その他の自動車の車路 ➢ 幅員5.5m以上とする。 ➢ ただし、特定自動二輪車駐車場にあっては幅員3.5m以上とする。
	建築物である路外駐車場の自動車の車路は、次のいずれにも適合すること。 1．はり下の高さは、2.3m以上であること。 2．屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は自動車を5メートル以上の内法半径で回転させることができること。 ➢ ただし、特定自動二輪車駐車場の屈曲部は、特定自動二輪車を3m以上の内法半径で回転させることができること。 3．傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと。 4．傾斜部の路面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
駐車ますの寸法	建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上でなければならない。
	駐車ますは次の寸法とすること。 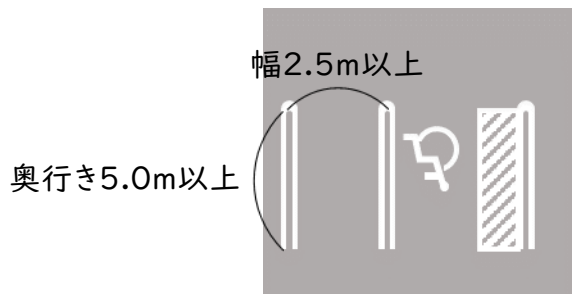

<table>
<tr><th></th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">バリアフリー区画</td><td>路外駐車場のうち、その利用について駐車料金を徴収するもの（以下「特定路外駐車場」という）には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下バリアフリー区画）をその規模に応じて設けなければならない。
・駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設の数の2%以上
・駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設の数の1%+2区画以上
ただし、道路に付属する駐車場や公園の駐車場、建築物に附属する駐車場、自動二輪車専用駐車場はこの限りでない。</td></tr>
<tr><td>バリアフリー区画は次の寸法とすること。
 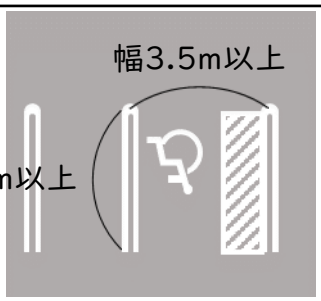
</td></tr>
<tr><td>バリアフリー区画又はその付近にバリアフリー区画の表示をすること。</td></tr>
<tr><td>バリアフリー区画から道又は公園、広場その他空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下、「円滑化経路」という。）にしなければならない。
バリアフリー区画は、円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
また、円滑化経路は次のいずれにも適合するものであること。
1. 円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。
2. 円滑化経路を構成する出入口の幅は0.8m以上とすること。
3. 円滑化経路を構成する通路の幅は1.2m以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
4. 円滑化経路を構成する傾斜路の幅は段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは0.9m以上とする。
5. 円滑化経路を構成する傾斜路の勾配は1/12を超えないこと。ただし、高さが0.16m以下のものは1/8を超えないこと。
6. 高さが0.75mを超え、かつ、勾配が1/20を超えるものは、高さ0.75m以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊り場を設けること。
7. 勾配が1/12を超え、又は高さが0.16mを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合は、手すりを設けること。</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項又は第2項に定める避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。</td></tr>
<tr><td>防火区画</td><td>建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を設置する場合、当該施設と路外駐車場とを建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画しなければならない。</td></tr>
<tr><td>換気装置</td><td>建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎥以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。
ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものは除く。</td></tr>
</table>

	内容
照明装置	建築物である路外駐車場には、次の区分に応じ照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない 1．自動車の車路の路面：10ルクス以上 2．自動車の駐車の用に供する部分の床面：2ルクス以上
警報装置	建築物である路外駐車場には、自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。
機械式立体駐車場	「出入口を設ける位置」～「警報装置」までの技術基準は、駐車場法施行規則第5条による認証を受けた特殊装置を設置する場合には適用しない。
	「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（平成26年10月　国土交通省）」及び「「同ガイドライン」の手引き（平成28年　国土交通省）」に準拠すること。
その他	路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

路外駐車場管理規程

路外駐車場の管理者は路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の基本となるべき管理規程を定め、当該路外駐車場の供用開始後10日以内に市長に届け出なければなりません。また、路外駐車場管理規程の内容を変更した場合も同様です。

路外駐車場管理規程には、次に掲げる事項を定めなければなりません。

⑴ 路外駐車場の名称
⑵ 路外駐車場管理者の氏名及び住所
（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
⑶ 路外駐車場の供用時間に関する事項
（休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻）
⑷ 駐車料金に関する事項
（上限額の有無を含む）
⑸ 路外駐車場の供用契約に関する事項
（路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含む）
⑹ 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
⑺ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

■駐車料金の額の基準

駐車料金の額は次の基準に従い、設定してください。

⑴ 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと。
⑵ 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
⑶ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

路外駐車場管理規程の届出 提出書類

書類名	内容	備考
路外駐車場管理規程届出書		駐車場法施行規則（平成12年省令第12号）別記様式
委任状	第三者に委任する場合 （住所・氏名・電話番号・法人の場合担当者名）	駐車場法に係る他の届出と同時に提出する場合は、兼用可。
路外駐車場管理規程		
定期（月極）契約書 様式	駐車場の全部又は一部を定期（月極）駐車場として供用する場合、契約者と交わすこととなる契約書の様式を添付すること。 なお、実際に取り交わした契約書の写しではない点に留意すること。	

路外駐車場管理者の責務

路外駐車場の管理者は、常に路外駐車場内の整理整頓に努め、安全に利用できるよう適正に管理してください。

また、次の事項に留意してください。

(1)路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではなりません。

(2)路外駐車場管理者は、管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第8条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を路外駐車場の技術基準に適合するように維持しなければなりません。

(3)路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることができません。

路外駐車場の届出・技術基準

令和5年1月11日　　初版

令和7年6月19日　　二版

作 成　つくば市建設部公園・施設課